

町田市指導監査基準（認知症対応型共同生活介護）

○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝ 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年町田市条例第53号）

「解釈通知」＝ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月3日 老計発第0331004号 老老発第03311017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

「報酬告示」＝ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

「留意事項」＝ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「地域密着研修通知」＝ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号、老振発0316第2号、老老発0316第6号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針	1 基本方針 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっている。	法第78条の3第1項 市条例第109条 解釈通知第3の5の1	C
第2 人員に関する基準	1 従業者の員数 (1) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者）の数（前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。）が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上としてい	法第78条の4第1項 市条例第110条第1項及び第2項 解釈通知第3の5の2(1)①	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	るか。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 (2) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、(1)及び(2)の員数を満たす介護従業者を置くほか、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。また、別に厚生労働大臣が定める研修(実践者研修又は基礎課程)を修了している者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 (5) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。 ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 (6) 介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。 (7) (5)の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提	市条例第110条第3項 市条例第110条第4項 解釈通知第3の5の2(1)② 市条例第110条第5項及び第6項 解釈通知第3の5の2(1)③ 地域密着研修通知2の(1)② 市条例第110条第7項 解釈通知第3の5の2(1)③ 市条例第110条第8項 解釈通知第3の5の2(1)③ 市条例第110条第9項	C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、（４）の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。 （８）介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てているか。 （９）指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項から第 10 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、（１）から（８）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 2 管理者 （１）共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （２）（１）本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 （３）共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているものであるか。 3 代表者 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているものであるか。	市条例第 110 条第 10 項 市条例第 110 条第 11 項 市条例第 111 条第 1 項 解釈通知第 3 の 5 の 2(2)① 市条例第 111 条第 2 項 市条例第 111 条第 3 項 解釈通知第 3 の 5 の 2(2)② 地域密着研修通知 1 の(1) 市条例第 112 条 解釈通知第 3 の 5 の 2(3) 地域密着研修通知 3 の (1)	C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）としているか。 (2) 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ただし、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 (3) 一の居室の定員は、1人としているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 (4) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。 (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第74条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	法第78条の4第2項 市条例第113条第1項 解釈通知第3の5の3(1) 市条例第113条第2項及び第5項 解釈通知第3の5の3(2)及び(4) 市条例第113条第3項 市条例第113条第4項 解釈通知第3の5の3(3) 市条例第113条第6項 解釈通知第3の5の3(5) 市条例第113条第7項	C C C C C C
第4 運営に関する基準	1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算	市条例第128条（第9条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(2)準用） 市条例第128条（第9条第2項準用）	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 (3)(2)①②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① (2)①②に掲げる方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 (5)(4)に規定する承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。 2 提供拒否の禁止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではないか。	市条例第128条(第9条第3項準用) 市条例第128条(第9条第4項準用) 市条例第128条(第9条第5項準用) 市条例第128条(第10条準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(3)(準用))	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	3 受給資格等の確認 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無並びに要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。 4 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っているか。 5 入退居 (1) 要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。 (2) 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。 (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 (4) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。また、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市と連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図っているか。	市条例第128条（第12条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(5)①準用） 市条例第128条（第12条第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(5)②準用） 市条例第128条（第13条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(6)①準用） 市条例第128条（第13条第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(6)②準用） 市条例第114条第1項 市条例第114条第2項 市条例第114条第3項 解釈通知第3の5の4(1)① 市条例第114条第4項 解釈通知第3の5の4(1)②	C B C C C C C B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(5) 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 (6) 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 6 サービスの提供の記録 (1) 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等（サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項）を記録しているか。 7 利用料等の受領 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の額の支払を利用者から受けていないか。 ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代 エ ア～ウに掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	市条例第114条第5項 市条例第114条第6項 市条例第115条第1項 解釈通知第3の5の4(2)① 市条例第11条第2項 解釈通知第3の5の4(2)② 市条例第116条第1項 解釈通知第3の5の4(3)① (第3の1の4(13)①準用) 市条例第116条第2項 解釈通知第3の5の4(3)① (第3の1の4(13)②準用) 市条例第116条第3項 解釈通知第3の5の4(3)② 市条例第116条第4項 解釈通知第3の5の4(3)① (第3の1の4(13)④準用)	C B B又はC B又はC C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 (1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者が共同生活を送るうえで自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって当該共同生活住居が自らの生活の場であると実感できるように必要な援助を行っているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。 (4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等を含むサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。 (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (7) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	市条例第128条（第22条準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(14)準用） 市条例第117条第1項 市条例第117条第2項 解釈通知第3の5の4(4)① 市条例第117条第3項 市条例第117条第4項 解釈通知第3の5の4(4)② 市条例第117条第5項 解釈通知第3の5の4(4)③ 市条例第117条第6項 解釈通知第3の5の4(4)③ 市条例第117条第7項 解釈通知第3の5の4(4)④～⑥	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (8) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の①②に掲げるいずれかの評価を受けて、これらの評価結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ① 外部の者による評価 ② 運営推進会議における評価 10 認知症対応型共同生活介護計画の作成 (1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等の確保に努めているか。 (3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 (4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。 (6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。 (7) (6) の認知症対応型共同生活介護計画の変更に当たっては、(2) から (5) までの規定を準用しているか。	市条例第 117 条第 8 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(4)⑦ 市条例第 118 条第 1 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)① 市条例第 118 条第 2 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)② 市条例第 118 条第 3 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)③ 市条例第 118 条第 4 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)③ 市条例第 118 条第 5 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)③ 市条例第 118 条第 6 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(5)④ 市条例第 118 条第 7 項	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	11 介護等 (1) 介護は、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障がい の減少及び認知症の進行緩和が図られるように利用者の人格に十分な配慮の上で、介護サービスを提供し又は必要な支援が行われているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、付添者による介護や居宅療養 管理指導を除く入居者の負担による他の居宅サービスといった当該共同生活住居における介護 従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。 ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用する ことは差支えない。 (3) 利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を 原則として共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活 が送れるよう努めているか。 12 社会生活上の便宜の提供等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めて いるか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対す る手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、 代わって行っているか。特に、金銭にかかわるものについては、書面等をもって事前に同意を得 るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者 とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 13 利用者に関する市への通知 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者 が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知している か。 ア 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	市条例第 119 条第 1 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(6)① 市条例第 119 条第 2 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(6)② 市条例第 119 条第 3 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(6)③ 市条例第 120 条第 1 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(7)① 市条例第 120 条第 2 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(7)② 市条例第 120 条第 3 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(7)③ 市条例第 128 条 (第 28 条準 用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(16) (第 3 の 1 の 4(18)準用)	B 又は C C B B B 又は C B B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	14 緊急時等の対応 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 また、協力医療機関については、次の点に留意しているか。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 15 管理者の責務 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に第4「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 16 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか。 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 17 運営規程 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策	市条例第128条(第99条準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の4の4(12)準用) 市条例第128条(第59条の11第1項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の2の2の3(4)準用) 市条例第128条(第59条の11第2項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の2の2の3(4)準用) 市条例第121条 市条例第122条 解釈通知第3の5の4(8)	B又はC B又はC B又はC C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 18 勤務体制の確保等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めているか。 また、共同生活ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしているか。 (2) (1) の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を計画的に確保しているか。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 19 定員の遵守 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはいないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 20 業務継続計画の策定等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	市条例第123条第1項 解釈通知第3の5の4(9)①及び③ 市条例第123条第2項 解釈通知第3の5の4(9)② 市条例第123条第3項 解釈通知第3の5の4(9)④⑤ (第3の2の2の3(6)③準用) 市条例第123条第4項 解釈通知第3の5の4(9)⑥ (第3の1の4(22)⑥準用) 市条例第124条 市条例第128条（第32条の2第1項準用） 解釈通知第3の5の4(12)①②	B又はC B又はC C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 21 非常災害対策 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めているか。 22 衛生管理等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 23 協力医療機関等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例第128条（第32条の2第2項準用） 解釈通知第3の5の4(12)③④ 市条例第128条（第32条の2第3項準用） 市条例第128条（第102条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16)（第3の4の4(16)準用） 市条例第128条（第102条第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16)（第3の4の4(16)準用） 市条例第128条（第59条の16第1項準用） 解釈通知第3の5の4(13)① 市条例第128条（第59条の16第2項準用） 解釈通知第3の5の4(13)② 市条例第125条第1項 解釈通知第3の5の4(10)①	C B又はC C C B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2)(1)の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	市条例第125条第2項 解釈通知第3の5の4(10)②	B
	(3) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ているか。	市条例第125条第3項 解釈通知第3の5の4(10)③	C
	(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	市条例第125条第4項 解釈通知第3の5の4(10)④	B
	(5) 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	市条例第125条第5項 解釈通知第3の5の4(10)⑤	B
	(6) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めているか。	市条例第125条第6項 解釈通知第3の5の4(10)⑥	B
	(7) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	市条例第125条第7項	B
	(8) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	市条例第125条第8項 解釈通知第3の5の4(10)⑦	C
	24 掲示 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	市条例第128条（第34条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(25)①準用）	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	市条例第128条(第34条第2項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の1の4(25)②準用)	C
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	市条例第128条(第34条第3項準用)	C
	25 秘密保持等		
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例第128条(第35条第1項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の1の4(26)①準用)	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例第128条(第35条第2項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の1の4(26)②準用)	C
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	市条例第128条(第35条第3項準用) 解釈通知第3の5の4(16) (第3の1の4(26)③準用)	C
	26 広告		
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはいないか。	市条例第128条(第36条準用)	B又はC
	27 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止		
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例第126条第1項 解釈通知第3の5の4(11)①	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例第126条第2項 解釈通知第3の5の4(11)②	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	28 苦情処理 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 29 調査への協力等 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第128条（第38条第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(28)①準用） 市条例第128条（第38条第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(28)②準用） 市条例第128条（第38条第3項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(28)③準用） 市条例第128条（第38条第4項準用） 市条例第128条（第38条第5項準用） 市条例第128条（第38条第6項準用） 市条例第128条（第104条準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の4の4(19)準用）	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	30 地域との連携等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。 31 事故発生時の対応 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第128条（第59条の17第1項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の2の2の3(10)①準用） 市条例第128条（第59条の17第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の2の2の3(10)②準用） 市条例第128条（第59条の17第3項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の2の2の3(10)③準用） 市条例第128条（第59条の17第4項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の2の2の3(10)④準用） 市条例第128条（第40条第1項及び第2項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(30)準用） 市条例第128条（第40条第3項準用） 解釈通知第3の5の4(16) （第3の1の4(30)準用）	C B又はC B又はC B B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	32 虐待の防止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ① 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例第128条（第40条の2準用） 解釈通知第3の5の4(14)	C
	33 会計の区分 指定認知症対応型共同生活介護は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	市条例第128条（第41条準用） 解釈通知第3の5の4(16） （第3の1の4(32)準用）	B又はC
	34 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しているか。	市条例第128条（第106条の2準用） 解釈通知第3の5の4(16） （第3の1の4(21)準用）	B又はC
	35 記録の整備 （1）指定認知症対応型共同生活介護は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （2）指定認知症対応型共同生活介護は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 市条例第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 市条例第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	市条例第127条第1項 市条例第127条第2項 解釈通知第3の5の4(15）（第3の2の2の3(13)準用）	B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 5 変更の届出等	④ 市条例第 128 条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録 ⑤ 市条例第 128 条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 市条例第 128 条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 市条例第 128 条において準用する第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 78 条の 5 第 1 項 法施行規則第 131 条第 1 項及び第 2 項 法第 78 条の 5 第 2 項 法施行規則第 131 条第 4 項	B 又は C B 又は C
第 6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、厚生労働省告示第 126 号（平成 18 年 3 月 14 日）の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市長に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、厚生労働省告示第 93 号（平成 27 年 3 月 23 日）の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に定める 1 単位の単価に、(1) 別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 基本報酬の算定について 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単	法第 42 条の 2 第 2 項第 3 号 報酬告示の一 報酬告示の二 報酬告示の三 報酬告示別表 5 注 1	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 3 身体拘束廃止未実施減算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の100分の10に相当する単位数を、短期利用認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第97条第6項及び第7項に規定する基準に適合していないこと。 4 高齢者虐待防止措置未実施減算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する同基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。 5 業務継続計画未策定減算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する同基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 6 夜勤職員体制の特例を選択した場合の算定方法 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)について、共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合(指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る。)	報酬告示別表5注2 留意事項第2の6(2)(第5(3)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の四 報酬告示別表5注3 留意事項第2の6(3)(第2の(5)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の四の二 報酬告示別表5注4 留意事項第2の6(4)(第3の2(3)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の四の三 報酬告示別表5注5	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定しているか。 7 夜間支援体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 夜間支援体制加算(Ⅰ) 50単位 (2) 夜間支援体制加算(Ⅱ) 25単位 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 夜間支援体制加算(Ⅰ) (1) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定していること。 (3) 次のいずれかに該当すること ① 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)第3号本文に規定する数に1(次のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。 ② 指定地域密着型サービス基準第90条第1項の規定により夜間及び深夜の時間帯を通じておくべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。 ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) イ(1)及びイ(3)に該当するものであること。 (2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)に該当するものであること。 8 認知症行動・心理症状緊急対応加算 短期利用認知症対応型共同生活介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表5注6 留意事項第2の6(5) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」三十二 報酬告示別表5注7 留意事項第2の6(6)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	9 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 10 利用者が入院した時の費用の算定 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月につき6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。 【厚生労働大臣が定める基準】 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。 11 看取り介護加算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ロ 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専	報酬告示別表5注8 留意事項第2の6(7)（第3の2(16)準用） 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十八 報酬告示別表5注9 留意事項第2の6(8) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の五 報酬告示別表5注10 留意事項第2の6(9) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める基準」三十三	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】 次のいずれにも適合している利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 12 初期加算 30 単位 認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。 13 協力医療機関連携加算 認知症対応型共同生活介護費について、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第105条第1項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 （1）当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100 単位 （2）（1）以外の場合 40 単位 14 医療連携体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」四十 報酬告示別表5ハ注 留意事項第2の6(10) 報酬告示別表5ニ注 留意事項第2の6(11) 報酬告示別表5ホ注 留意事項第2の6(12)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅰ）ハのいずれかの加算と医療連携体制加算（Ⅱ）を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （１）医療連携体制加算（Ⅰ）イ 57単位 （２）医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 47単位 （３）医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37単位 （４）医療連携体制加算（Ⅱ） 5単位 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ （１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。 （２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 （３）重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ロ 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ （１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 （２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、（１）により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。 （３）イ（３）に該当すること。 ハ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ （１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、看護師を1名以上確保していること。 （２）看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 （３）イ（３）に該当すること。 ニ 医療連携体制加算（Ⅱ） （１）医療連携体制加算（Ⅰ）イ、ロ又はハのいずれかを算定していること。 （２）算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1以上であること。 （一）喀痰吸引を実施している状態 （二）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 （三）中心静脈注射を実施している状態	平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」三十四	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(四) 人工腎臓を実施している状態 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (六) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (七) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (八) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (九) 気管切開が行われている状態 (十) 留意カテーテルを使用している状態 (十一) インスリン注射を実施している状態 15 退去時情報提供加算 250 単位 認知症対応型共同生活介護費について、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者 1 人につき 1 回に限り算定しているか。 16 退居時相談援助加算 400 単位 利用期間が 1 月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から 2 週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む）及び老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。）又は地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定しているか。 17 認知症専門ケア加算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位	報酬告示別表 5 へ注 留意時刻第 2 の 6(13) 報酬告示別表 5 ト注 留意時刻第 2 の 6(14) 報酬告示別表 5 千注 留意事項第 2 の 6(15)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （１）事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 （２）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 （３）当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イの基準のいずれにも適合すること。 （２）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 （３）当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 【厚生労働大臣が定める者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 17 認知症チームケア推進加算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 （１）認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150 単位 （２）認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120 単位	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」三の五 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」四十一 報酬告示別表5リ注 留意事項第2の6(16)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （１）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 （２）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了しているものを1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 （３）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 （４）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ロ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）、（３）及び（４）に適合すること。 （２）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 【厚生労働大臣が定める者】 周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 18 生活機能向上連携加算 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位 （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ）について、計画作成担当者（指定地域密着型サービス基準第 90 条第 5 項に規定する計画作成担当者という。②において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第 98 条第 1 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の五の二 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」四十一の二 報酬告示別表 5 ヌ注 留意事項第 2 の 6(17)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合には算定しない。 19 栄養管理体制加算 30 単位 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 20 口腔衛生管理体制加算 30 単位 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 21 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算	報酬告示別表5ル注 留意事項第2の6(18) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の六 報酬告示別表5ヲ注 留意事項第2の6(19) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十八 報酬告示別表5ワ注 留意事項第2の6(20)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 22 科学的介護推進体制加算 40 単位 認知症対応型共同生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 23 高齢者施設等感染対策向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 （1）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位 （2）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」四十二の六 報酬告示別表 5 カ注 留意事項第 2 の 6(21)（第 3 の 2(21) 準用） 報酬告示別表 5 ヨ注 留意事項第 2 の 6(22) (23) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の七	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 指定地域密着型サービス基準第 105 条第 1 項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下「協力医療機関等」。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 24 新興感染症等施設療養費 (1 日につき)240 単位 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定する。 25 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100 単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1) の取組及び介護機器の活用による業務効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。	報酬告示別表 5 タ注 留意事項第 2 の 6(24) 報酬告示別表 5 レ注 留意事項第 2 の 6(25) (第 5(19) 準用) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の八	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1) の委員会に置いて、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに、(1)、(3) 及び (4) の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (1) イ (1) に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに、(2) 及びイ (1) の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 26 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18 単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。 ② 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ロ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 ② イ②に該当するものであること。 ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ① 次のいずれかに適合すること。	報酬告示別表 5 ソ注 留意事項第 2 の 6 (26) (第 2 (20) ④から⑦まで、第 4 (20) ②及び 5 (20) ②準用) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」五十九	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② イ②に該当するものであること。 27 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 第5の2から26までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 第5の2から26までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第5の2から26までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第5の2から26までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数	報酬告示別表5ツ注 留意事項第2の6(27)(第2(21)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十	C